

福岡県公報

平成18年11月6日
第2603号

目 次

告 示 (第2158号—第2181号)

| | |
|---------------------------------|--------------------|
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 1 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) 1 |
| ○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出 | (商業・地域経済課) 2 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (商業・地域経済課) 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 3 |
| ○予防接種を行う医師 | (健康対策課) 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 4 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 4 |
| ○建設業の営業の一部停止 | (建築指導課) 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) 6 |
| ○貸金業者の営業所の不確知 | (経営金融課) 6 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) 6 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) 7 |
| ○解除に係る保安林の所在場所等 | (治山課) 7 |
| ○解除に係る保安林の所在場所等 | (治山課) 7 |
| ○公共測量の実施 | (土木管理課) 7 |

| | |
|----------------------|-----------------|
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) 8 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) 8 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) 8 |
| ○新たに生じた土地の確認 | (地方課) 9 |
| ○市の字の区域の変更 | (地方課) 9 |

公 告

| | |
|----------------|-----------------|
| ○福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) 9 |
|----------------|-----------------|

告 示

福岡県告示第2158号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月6月

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市日の里6丁目29番3及び29番4並びに久原字若狭ヶ浦790番3及び790番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊6丁目1番35号
八木 一久 八木 松美

福岡県告示第2159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米南ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
 営業時間を24時間とすることにより、周辺住民から苦情が出ることのないよう、防音対策について十分検討するなど、周辺の生活環境の保全に努め、苦情が出た際は誠実に対応すること。
 荷さばき作業については、今回変更となるものはないが、夜間に予測騒音値が評価騒音基準レベルを超えていることもあり、荷さばき作業時の音の低減や、後進ブザーを使用しないこと等の納入業者への指導を徹底すること。
 - (5) 廃棄物に係る事項等
 意見なし
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
 意見なし
 - (7) その他
 意見なし

福岡県告示第2160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があるので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

| 届出者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 |
|------------|---------------------------------------|
| 株式会社西井塗料産業 | ホームセンターサンコー津福店 福岡県久留米市津福今町字戸島416-2 |

福岡県告示第2161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があるので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
 平成18年10月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド八女店
 - (2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原859番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|-----------|---------------------|
| 株式会社ヤマダ電機 | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 |

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|-----------|---------------------|
| 株式会社ヤマダ電機 | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 |

- 4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年6月11日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,495m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|-------------------|---------|
| 福岡県八女市大字蒲原859番1 外 | 107 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|-------------------|---------|
| 福岡県八女市大字蒲原859番1 外 | 28 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-------------------|------------|
| 福岡県八女市大字蒲原859番1 外 | 207.4 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|-------------------|------------|
| 福岡県八女市大字蒲原859番1 外 | 90 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|-------|-------|
| 株式会社ヤマダ電機 | 午前10時 | 午後10時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県八女市大字蒲原859番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

福岡県告示第2162号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月6月

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字乙犬字浦田672-22

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字乙犬656-5

内田 篤

福岡県告示第2163号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月6月

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字乙犬字隈857-11、858-1 及び858-8 から858-15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号

九州八重洲興業株式会社 代表取締役 梶 一政

福岡県告示第2164号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

| 医療機関所在地 | 医療機関名 | 医師名 |
|--------------------|-----------------|--------|
| 太宰府市大字向佐野273の3番地 | 医療法人 岩崎外科胃腸科医院 | 岩崎 泰憲 |
| 大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776-1 | くさかべまき内科クリニック | 日下部 真希 |
| 八女市大字本1486番地 | 八媛病院 | 山田 朔郎 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 金丸 和芳 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 赤司祐子 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 岡元昌樹 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 森本一弥 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 赤司朋之 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 富田英春 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 橋口一利 |
| 小郡市津古字半女寺1470番地の1 | 医療法人せいわ会 聖和記念病院 | 園田博邦 |
| 朝倉市頓田659-1 | やなぎだ整形外科クリニック | 柳田巖 |
| 田川郡添田町庄1130 | 老人保健施設サングリーンそえだ | 中岡健治 |
| 田川郡添田町大字添田1148の3 | 特別養護老人ホーム そえだ | 宮城博幸 |
| 田川郡添田町大字庄1123-1 | グループホーム 添寿の里 | 雪竹 浩 |
| 田川郡添田町大字庄1106番地 | 添田町立養護老人ホーム 錦風荘 | 宮城博幸 |
| 田川郡添田町大字庄1113の2 | 特別養護老人ホーム 添寿園 | 前田秀雄 |
| 粕屋郡粕屋町大字仲原402-20番地 | 尾石内科消化器科医院 | 尾石樹泰 |
| 粕屋郡粕屋町大字仲原402-20番地 | 尾石内科消化器科医院 | 尾石弥生 |
| 粕屋郡粕屋町長者原260-8 | 平田医院 | 平田道彦 |
| 八女市大字津江538番地 | 医療法人社団慶仁会 川崎病院 | 江森幹子 |
| 八女市大字津江538番地 | 医療法人社団慶仁会 川崎病院 | 仲地えりか |

福岡県告示第2165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|------|-------|---|------------------|----------|
| 八女 | 一般国道 | 442号 | 前 | 八女郡矢部村大字北矢部10450番2先から 同郡同村大字北矢部10495番先まで | 7.7 ～ 19.0 | 210.0 |
| | | | 後 | 同上 | 7.7 ～ 19.0 | 210.0 |

福岡県告示第2166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------|---|
| 八女 | 442号 | 八女郡矢部村大字北矢部10450番2先から 同郡同村大字北矢部10495番先まで |

福岡県告示第2167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|---------|-----|-------|------------------------------------|-------------------|----------|
| 八女県道 | 船小屋停車場線 | 水田 | 前 | 筑後市大字津島400番2先から 同市大字常用1064番1先まで | 7.8 ～ 19.6 | 416.8 |
| | | | 後 | 同上 | 7.8 ～ 19.6 | 416.8 |
| | | | 後 | 筑後市大字津島1065番先から 同市大字常用1064番1先まで | 14.4 ～ 30.8 | 871.0 |

福岡県告示第2168号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成18年10月24日

2 処分を受けた者の商号等

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|----|------------|--------|------|
| | | | |

| | | | |
|----------|----------------|--------|---|
| 柿本建設株式会社 | 京都郡苅田町光国3646-1 | 小川 トキワ | 平成15年10月22日 福岡県知事許可（特-15） 第76326号 |
|----------|----------------|--------|---|

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

（1）停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

（2）停止期間

平成18年11月6日から平成18年11月20日までの15日間

4 処分の原因となった事実

柿本建設株式会社は、平成17年5月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第2169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|------|-------|--------------------------------------|-------------------|----------|
| 直方 | 県道 | 直鞍方線 | 前 | 鞍手郡鞍手町大字中山715番1先から同郡同町大字中山2103番4先まで | 8.8 ～ 22.0 | 1,012.0 |
| | | | 後 | 同上 | 10.8 ～ 24.5 | 1,012.0 |
| 直方 | 県道 | 直鞍方線 | 前 | 鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から同郡同町大字猪倉441番1先まで | 5.4 ～ 13.3 | 1,816.2 |
| | | | 後 | 同上 | 5.4 ～ 13.3 | 1,816.2 |
| | | | 後 | 鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から同郡同町大字中山2262番3先まで | 17.0 ～ 24.0 | 1,149.0 |

福岡県告示第2170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----------|---------------------------------|
| 直方 | 中間線 宮田 | 宮若市龍徳1898番3先から 同市龍徳1899番1先まで |

福岡県告示第2171号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 名称及び氏名 | 主たる営業所の所在地 | 登録番号 | 登録年月日 |
|-----------------|----------------------------------|---------------------|------------|
| ライフアップ 島 由起子 | 福岡市早良区高取二丁目17-49 S E N ビル503号 | 福岡県知事 (1)第08159号 | 平成16年1月15日 |

福岡県告示第2172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人つどいの広場いいづか

(2) 代表者の氏名

林 京子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市鯫田1666番地23

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもたちとその保護者に対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもたちの健やかな成長に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2173号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人里山宮の森

(2) 代表者の氏名

的場 照彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町中央台二丁目20番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、里山の環境整備や通学路等の安全確保のための活動を行うことで地域の交流と親睦を図るとともに、安全で安心して住める豊かな地域社会を創出し、地域の活性化と環境保全の実現に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、作業はすべて自発的公共奉仕（ボランティア活動）の精神で相互の助け合いにより成立し継続して行うものとする。

福岡県告示第2174号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区生の松原1188の47・1244の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2175号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区生の松原1246の1・1246の11・1250の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2176号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業立花地区大倉谷Ⅰ・Ⅱ換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------------|------------------------------|
| 八女郡立花町大字北山 | 平成18年9月14日から 平成19年3月23日まで |

福岡県告示第2177号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人N P O 笑顔

(2) 代表者の氏名

古賀 清恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区長住四丁目3番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ誰もがこの街で豊かに住みつけられるまちづくりのために、会員相互の協力と理解をもって、高齢者、子ども及び地域住民の福祉、

文化に関わる事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2178号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ヘルパーステーション 和

(2) 代表者の氏名

藤 和隆

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市針摺東1丁目8番3号ソシアB204

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、要介護者や要支援者に対して、個々の解決すべき課題や状況に応じた介護サービスと支援に関する事業を行う。また、身体障害者、知的障害者、障害児に対して身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅介護等事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、要介護者や要支援者に対して、個々の解決すべき課題や状況に応じた介護サービスと支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2179号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ヴィーダー・ケア

(2) 代表者の氏名

田上 隆広

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東町5番地13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、母子家庭や障害者をはじめとするさまざまな社会的弱者に対して、生活支援や交流促進に関する事業を行うことで福祉の向上を図ると共に、併せて、国内外を問わず一般市民に対して、住環境改善に関する事業を行うことで、より良い社会生活の実現に貢献していくことを目的とする。

福岡県告示第2180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、福岡市長から福岡市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成18年9月15日確認した旨の届出があるので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 新たに生じた土地の表示 | 地積（平方メートル） |
|-------------------------------|------------|
| 福岡市西区大字小呂島字神ノ下63の3の地先の公有水面埋立地 | 361.69 |

福岡市西区大字小呂島字神ノ下4の4、4の5、365の3
、366の1の地先の公有水面埋立地

198.52

福岡県告示第2181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を西区大字小呂島字神ノ下に編入する。

新たに生じた土地

福岡市西区大字小呂島字神ノ下63の3の地先の公有水面埋立地 361.69平方メートル

福岡市西区大字小呂島字神ノ下4の4、4の5、365の3、366の1の地先の公有水面埋立地 198.52平方メートル

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第3項及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年福岡県条例第26号）第4条第1項の規定に基づき開催される第195回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成18年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成18年11月30日午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

- (1) 北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について
- (2) 北九州都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (3) 久留米都市計画墓園の変更（福岡県決定）について
- (4) 久留米都市計画風致地区の変更（福岡県決定）について
- (5) 久留米都市計画風致地区の種別の指定について
- (6) 久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (7) 久山都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。